

◆色彩基準〈大田区景観計画 第3章 3〉(4) 色彩に関する基準 (138～145 ページ) に新規追加

- ・地区独自の色彩基準を定めます。

○(仮称) 洗足池景観形成重点地区における色彩の基本的な考え方

- ・洗足池公園を中心とした緑豊かな自然環境と低層住宅の街並みに調和した色彩を誘導します。
- ・住宅地内の基本色は、洗足池公園の緑と調和した低彩度の色彩とし、暖色系の色相を基本とします。
また、洗足池公園内から見える建築物については、緑との対比が極端に強い明るい色彩は避け、明度や彩度を抑えた色彩を基本とします。
- ・中原街道沿道の基本色は、洗足池公園の緑から突出しないよう、緑の彩度程度を上限とします。
- ・屋根色は、洗足池公園の緑との調和を図り、明度や彩度を抑えた色彩を用いることとします。また、周囲の街並みとの調和を図り、極端に暗い色彩は避けることとします。
- ・住宅地内については、アクセント色の使用は不可とします。
- ・市街地類型又は景観形成重点地区によらない独自の色彩基準を定めている特定大規模建築物等*においても、本地区の色彩基準を適用します。

■市街地類型及び景観形成重点地区、特定大規模建築物等別の基準の構成

地区名		基準の区分			
		基本色	強調色	屋根色	アクセント色
市街地 類型	住環境保全市街地	○	○	-	○
	住環境向上市街地				
	拠点商業市街地				
	地域商業市街地				
	住工調和市街地				
	産業促進市街地				
	幹線道路沿道市街地				
景観形 成重点 地区	空港臨海部景観形成重点地区	○	○	○	○
	国分寺崖線景観形成重点地区				-
	多摩川景観形成重点地区				○
	呑川景観形成重点地区				○
	(仮称)洗足池景観形成重点地区 住宅地内 中原街道沿道				-
特定大規模建築物等 (国分寺崖線景観形成重点地区、(仮称)洗足池景観形成重点地区を除く)		○	○	-	○

【参考】色彩基準の構成 (出典：大田区色彩ガイドライン)

◆面積比による色彩基準の設定

- 基本色
 - ・外壁の各面面積の4/5以上は、色彩基準における基本色の基準に適合した色彩とします。
- 強調色
 - ・外壁の各面面積の1/5以下は、強調色の基準に適合した色彩を使用することができます。
- 屋根色(陸屋根を除く)
 - ・屋根の色彩は、屋根の色彩基準に適合した色彩を使用します。
- アクセント色
 - ・強調色の他にアクセントをつける場合は、外壁の各面面積の1/20に限り、全体の色彩を考慮した上で、自由な色彩を使用することができます。
 - ・強調色とアクセント色の総量は外壁の各面面積の1/5以内とします。

色彩基準における面積比の考え方

強調色
外壁の各面面積の1/5以下 (陸屋根を除く)

屋根色

基本色
外壁の各面面積の4/5以上

アクセント色
外壁の各面面積の1/20以内

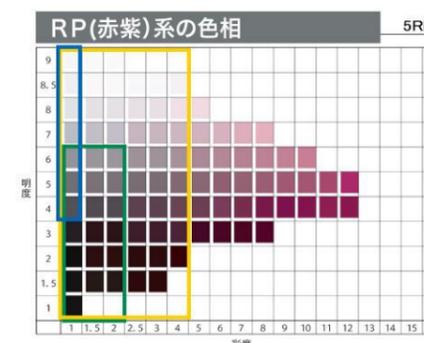
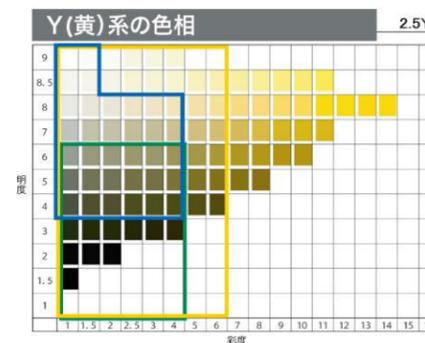
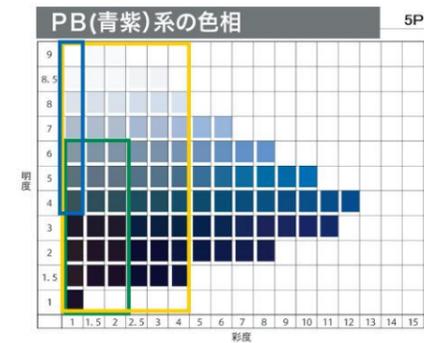
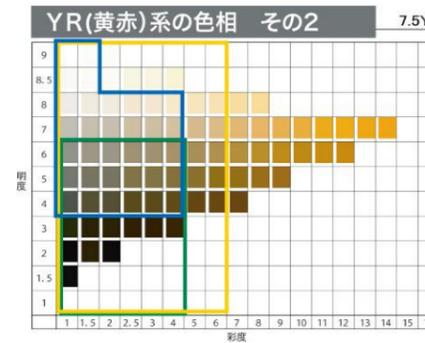
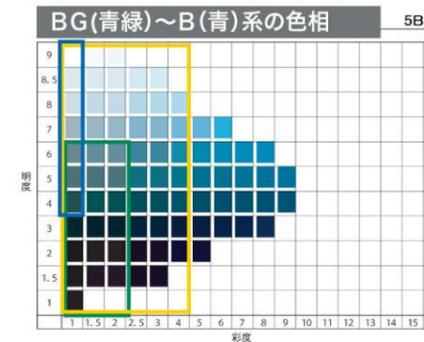
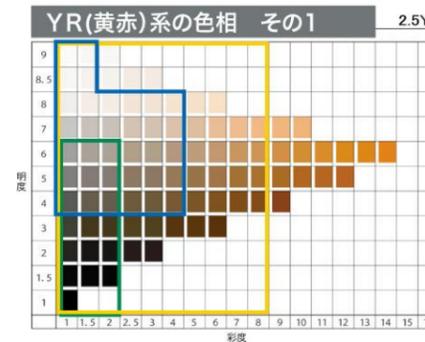
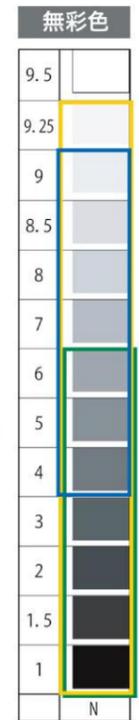
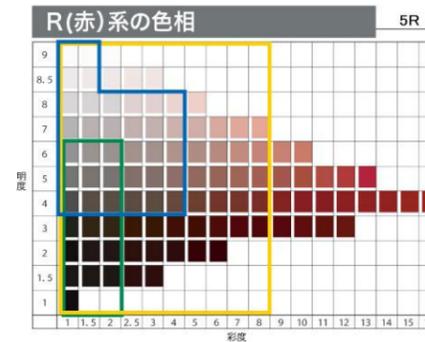
*色彩基準が適用される建築物及び工作物の規模は以下のとおりです。

- ・高さ 45m以上又は延べ面積 10,000 m²以上の建築物
- ・高さ 45m以上の工作物

○住宅地内の色彩基準

基準の区分	色彩の分類	色相	明度	彩度	【参考】 現在適用されている市街地類型の色彩基準との比較
基本色	無彩色	N	4以上9以下	-	明度上限値導入
	有彩色	0R~4.9YR	4以上8.5未満	4以下	同一基準
			8.5以上	1.5以下	
		5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	4以下	彩度規制強化
その他	4以上8.5未満	1以下	同一基準		
強調色	無彩色	N	9.25以下	-	明度上限値強化
	有彩色	0R~4.9YR	-	8以下	彩度の緩和
		5.0YR~5.0Y		6以下	
その他	4以下				
屋根色	無彩色	N	6以下	-	新規導入
	有彩色	5.0YR~5.0Y	6以下	4以下	
		その他	2以下		

【参考】住宅地内の色彩基準のイメージ

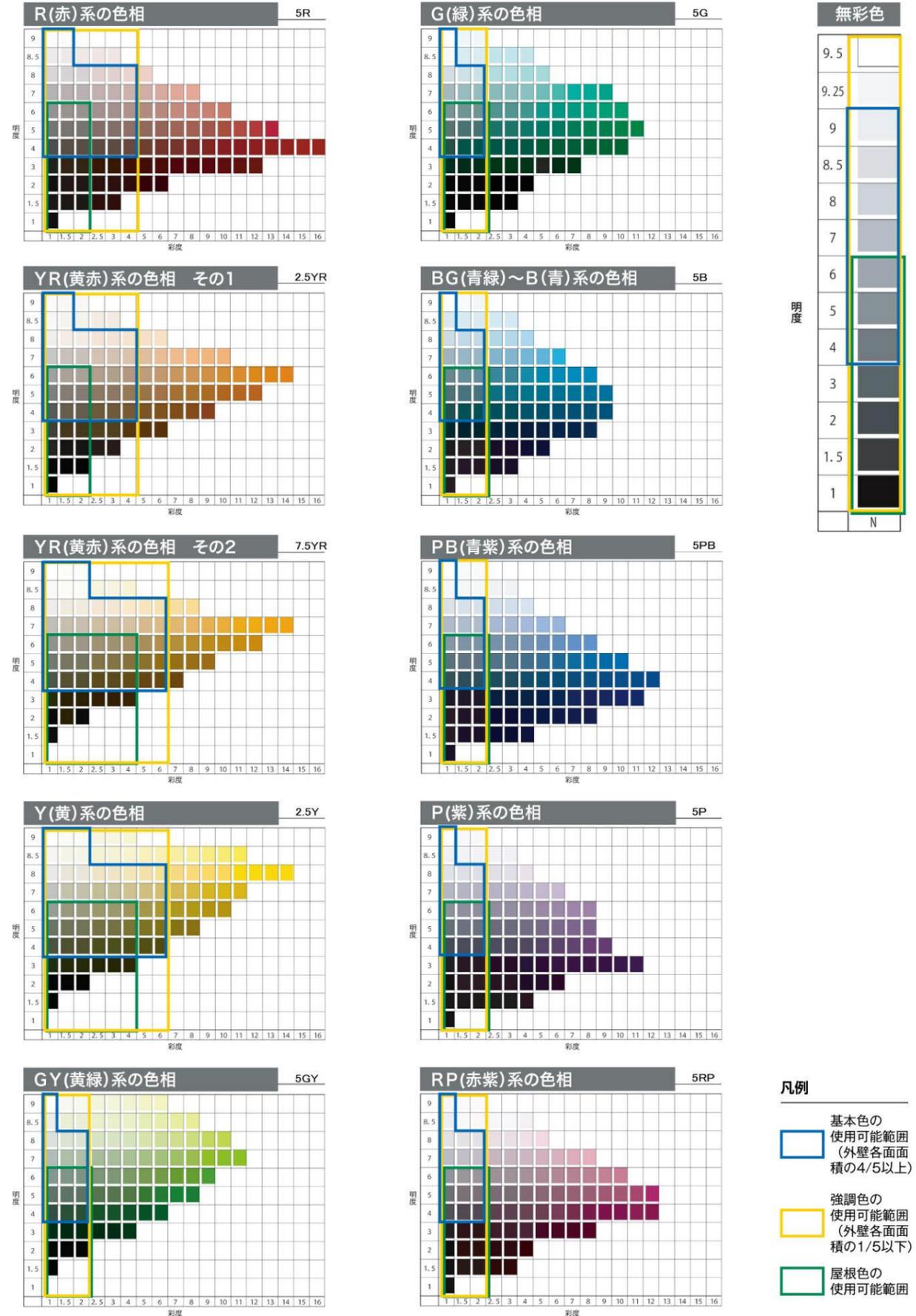


- 凡例
- 基本色の使用可能範囲 (外壁各面面積の4/5以上)
 - 強調色の使用可能範囲 (外壁各面面積の1/5以下)
 - 屋根色の使用可能範囲

○中原街道沿道の色彩基準

基準の区分	色彩の分類	色相	明度	彩度	【参考】 現在適用されている市街地類型の色彩基準との比較
基本色	無彩色	N	4以上9以下	-	明度上限値導入
	有彩色	0R~4.9YR	4以上8.5未満	4以下	同一基準
			8.5以上	1.5以下	
		5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	6以下	
8.5以上	2以下				
その他	4以上8.5未満	2以下	同一基準		
		8.5以上		1以下	
	その他	4以上8.5未満		2以下	
強調色	無彩色	N	-	-	新規導入
	有彩色	0R~4.9YR	-	4以下	
		5.0YR~5.0Y	-	6以下	
その他	4以上8.5未満	2以下	新規導入		
		8.5以上		1以下	
	その他	4以上8.5未満		2以下	
屋根色	無彩色	N	6以下	-	新規導入
	有彩色	5.0YR~5.0Y	6以下	4以下	
		その他	6以下	2以下	

【参考】中原街道沿道の色彩基準のイメージ



3-2. 洗足池公園等からの開放的な景観の保全 (大田区景観計画 第3章 3) (1) 市街地類型ごとの景観形成 (39~77 ページ) に新規追加)

・ (仮称) 洗足池景観形成重点地区の周辺*において、該当する3つの市街地類型の内容に下表に示す景観形成基準を追加した上で、洗足池公園や洗足池駅周辺 (駅前、駅構内) からの見え方に配慮した景観形成を誘導します。

○該当する市街地類型と追加する景観形成基準

該当する市街地類型	誘導を図る行為	適用する景観形成基準
・ 住環境保全市街地 ・ 地域商業市街地 ・ 幹線道路沿道市街地	・ 建築物の建築等 ・ 工作物の建設等	・ 該当する市街地類型における景観形成基準に以下の基準を追加 【追加する景観形成基準】(仮称) 洗足池景観形成重点地区の周辺*では、洗足池公園及び洗足池駅周辺 (駅前、駅構内) からの見え方に配慮した形態・意匠とする。 ・ 該当する市街地類型における景観形成基準

*図中の水色斜線網掛け区域

